

公示番号：19a00520

国名：ミャンマー

担当部署：産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月上旬から2020年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.65M/M、現地 0.47M/M、合計 1.12M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	14日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月22日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ミャンマーにおいては、労働集約型・輸出志向型産業を中心とした民間セクター開発を進めており、貿易量も増大しているものの、賄賂や汚職等の非公式なビジネス・コストや煩雑な行政手続等（通関手続も含む）がボトルネックの一つとなっている。通関制度の整備（通関システム含む）は、ASEAN 諸国内でも大きく出遅れている（世銀調査「物流効率性指数（Logistics Performance Index）」では、域内最低の 122 位 /155 か国（2012 年））。また、2015 年の ASEAN 地域統合等を見据え、通関を含む輸出入手続の簡素化・国際的調和化を目的としたナショナル・シングル・ウィンドウ（National Single Window、以下「NSW」）の実現及び将来的な ASEAN シングルウィンドウの構築がミャンマー政府の喫緊の課題となっていた。

かかる背景の下、我が国の輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System、以下「NACCS」）および通関情報総合判定システム（Customs Intelligence Database System、以下「CIS」）の技術的優位性に鑑み、ミャンマー財務省関税局（Myanmar Customs Department、以下「MCD」）は、NACCS/CIS 技術を活用した税関システム構築に係る無償資金協力及び技術協力を我が国に要請した。

これを受け、2014 年 4 月に締結された無償資金協力（供与限度額 39.9 億円）によりヤンゴン・ティラワにおける MACCS/MCIS（Myanmar Automated Cargo Clearance System/Myanmar Customs Intelligent database System）の構築を行った。また、それと並行して、2014 年 2 月より税関業務の近代化・グローバルスタンダード化ならびに同システムの適切な運用・維持管理に係る制度・体制整備及び人材育成に係る技術協力プロジェクト「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施した。その成果として、2016 年 11 月にはヤンゴン・ティラワにおいて同システムの稼働を開始した。さらに、本プロジェクトの支援により、2018 年 6 月にはタイ国境ミヤワディでの稼働も開始した。また、税関業務のグローバルスタンダード化に係る本プロジェクトの成果としては、2015 年 3 月の関税法改正を受けた申告納税制度、事後調査制度の導入に係る体制整備や人材育成が挙げられる。

本プロジェクトでは、カウンターパート（以下「C/P」）機関である MCD と短期専門家（本邦財務省関税局から毎月 2 週間程度派遣）がワーキング・グループ（以下「WG」）を組成し、法制度・通関業務プロセス・システム仕様面の検討・改善を進めている。また、ミャンマーへ派遣中である技術協力プロジェクト長期専門家（チーフ・アドバイザー、税関行政、業務調整の 3 名。以下「JICA 長期専門家」）も上記 WG 活動に参加すると共に、税関業務の近代化・グローバルスタンダード対応に係る制度・

体制整備や人材育成に携わっている。

今回実施する終了時評価調査（以下、「本調査」）は、2020年6月の本プロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後取り組むべき課題に係る提言、及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。また、MCDは本プロジェクト終了後にもその後継となる技術協力案件（以下、「後継案件」）の要請を検討しているところ、本調査では、その要請背景・内容を確認の上、後継案件の協力計画案も併せて検討する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。その結果を踏まえ、終了時評価報告書案（英文）及び終了時評価調査報告書案（和文）の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

さらに、本業務従事者は、他の調査団員（JICA職員含む）や本プロジェクト長期・短期専門家による後継案件の協力計画案の検討に協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年11月上旬～12月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド案（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド案に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。なお、9月に無償資金協力の事後評価に係る第1回現地調査が実施される予定であり、その中でもプロジェクト関係者からのヒアリング・情報収集が行われるため、その結果も踏まえ、質問内容が重複しないよう留意する必要がある。事後評価でのヒアリング・情報収集結果については、監督職員より情報提供を行う。
- ④後継案件の協力計画案（Project Design Matrix (PDM)案、Plan of Operations (PO)案など）に関し、特に担当分野（評価分析）の観点から提案を行うと共に、その案の整理・取りまとめに協力する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年12月上旬～12月中旬）

- ①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、デ

一々の収集、整理を行う。

- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員および長期・短期専門家並びにミャンマー側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書案（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥終了時評価報告書案（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑦調査・協議結果や、他の調査団員、長期・短期専門家並びにミャンマー側 C/P からのコメント等を踏まえた上で、後継案件の協力計画案（PDM 案、PO 案等）の取りまとめに協力する。
- ⑧協議議事録（Minutes of Meetings）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2019 年 12 月中旬～2020 年 1 月下旬）

- ①評価調査結果要約表案（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書案（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

次の①～④を 2020 年 1 月 10 日までに電子データをもって提出すること。

- ① 終了時評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表案（和文・英文）
- ③ 終了時評価調査報告書案（和文）
- ④ 後継案件 PDM・PO 案（英文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヤンゴン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年12月8日～2019年12月21日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 税関行政 (財務省関税局)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及び本プロジェクト長期専門家チームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
日本語⇄ミャンマー語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 行財政・金融チーム (TEL:03-5226-6312) にて配布します。
 - ・ PDM (最新版)
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ ミャンマー連邦共和国 通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化計画準備調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014917.html>)
 - ・ ミャンマー連邦共和国 通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト 中間レビュー調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029903.html>)
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール:

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上